

小樽市
公園愛護会
活動要領



小樽市公園愛護会活動要領

はじめに

日頃から公園愛護活動にご尽力いただきありがとうございます。

小樽市には、現在約１００箇所の公園・緑地があり、これらは散策、遊び、スポーツなどのレクリエーションの場や自然と触れ合う機会の提供など、子どもから高齢者まで幅広い年代の心身のリフレッシュや健康の増進に寄与し、また、良好な環境保全、景観形成、災害時には避難場所になるなど、多様な役割を果たしている公共施設です。

この要領は、円滑な公園愛護活動を継続できるよう必要な情報をまとめたものです。是非ご活用ください。

（令和７年５月）

1. 公園愛護会活動とは

公園は、レクリエーション、環境保全、景観形成、防災などの多様な機能があり、子どもから高齢者まで幅広い年代が利用する身近な公共施設であるため適切な維持管理が望まれています。

このため、小樽市では1983年（昭和58年）に公園愛護会制度を創設し、公園内の清掃・除草・施設破損時の連絡等の活動をお願いしています。

2. 公園愛護会への支援

（1）活動用具等の物品の貸出、支給

草刈機貸出・草刈機燃料支給・ゴミ袋支給・刈草回収

※燃料のみの支給も対応しています。

（2）公園愛護活動を支援するための相談・情報提供

公園愛護活動を行うために必要な相談・情報提供については、公園緑地課が相談窓口となって支援いたします。

（3）報償金は

公園愛護会報償金は年に一度、公園愛護会活動に対する謝金として支払われます。

（報償金額（年額）＝1公園につき1万円＋公園面積1㎡当たり14円）

なお、公園愛護会報償金は公園愛護会の活動に対する謝金としてお支払いするもので、用途は限定しておりませんが、公金という性格上、適切な執行をお願いします。

3. 令和7年5月の公園愛護会活動要綱及び要領の主な改正内容

（1）これまで、一公園につき一愛護会での活動としていましたが、長大な公園等で一つの公園を複数の公園愛護会が活動することについて、公園緑地課と協議したうえで可能としました。

（2）報償金の公園面積1㎡当たりの単価を8円から14円に増額しました。

（3）市ホームページに公園愛護会の活動を周知する専用ページを新設することとしました。

4. 愛護会活動の内容

（1）清掃

ごみが落ちて汚れている公園は、ごみを捨てやすく感じられるため放置すると増加し続ける場合もあります。公園愛護会の皆さんに清掃していただくことによって、明るく安心して利用できる公園になるものと考えております。

① 公園愛護会活動のごみの取扱いについて

公園愛護会活動によって集められた可燃・不燃ごみについては、市が回収いたします。

② ごみ袋の提供及びごみの回収の連絡について

ごみ袋の配布先及びごみの集積場所につきましては、公園緑地課までご連絡をお願いいたします。

(2) 除草

草刈機で除草を行う場合、落ちている石などを予め取り除いていただき、周囲の安全を確認しながら、除草作業をお願いいたします。

刈草の回収は、毎週火曜日に行いますので月曜日（休日の場合は前の週の金曜日）までに公園緑地課まで、集積場所のご連絡をお願いいたします。

(3) 遊具等の公園施設の点検及び破損発見時の連絡

公園内の遊具やベンチなどが、いたずらなどで破損していたり、照明灯の玉切れや水洗トイレが詰まっているなど、公園施設の破損等を発見されましたら、公園緑地課までご連絡をお願いいたします。

なお、状況によっては応急処置（張り紙での危険告知など）をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 植物の育成管理（かん水(水やり)等)

公園愛護会で管理している花壇のほか、植栽への水やりにご協力をお願いいたします。

5. 愛護会活動を持続させるために

公園愛護会活動によって公園が適正に管理されることで、地域の公園が安全で楽しく利用できるとともに、地域の方々が公園の手入れをしていることがわかると、公園内のいたずらが減るという効果も期待できます。

公園緑地課では、公園愛護会が管理している公園であることを周知するため、周知看板を設置します。

また、市は公園愛護会の活動を地域の方へ知っていただくため「公園愛護会活動中」と記載されたのぼり旗を用意していますので、是非ご活用ください。

活動期間終了後は活動実績をまとめていただき、回覧板などで地域の方へ活動の周知をお願いいたします。

なお、市のホームページでも愛護会の活動を周知したいと考えておりますので、ご協力いただける愛護会がございましたら、公園緑地課までご連絡ください。

6. 行政への手続き・報告

【提出書類】

公園愛護会活動後に以下の書類を提出していただきます。

(1) 活動実績報告書（公園愛護会活動要綱様式第4号参照）

(2) 支出報告書（公園愛護会活動要綱様式第5号参照）

※提出書類の記載事項に偽りがあったり、その他不正行為があった場合は、すでに報償した報償金の全部又は一部を返還していただく事があります。

7. 公園愛護会支援等について(Q&A)

◇ 公園愛護会報償金について ◇

Q 公園愛護会報償金の使い道は？

A 小樽市から支払われる報償金は、活動に対する謝金としてお支払いするもので、使途は限定しておりませんが、公金という性格上、適切な執行をお願いします。

◇ 支援について ◇

Q 花苗は市から支給してもらえますか？

A 花苗は支給しておりません

Q 草刈機を市から貸し出してもらえないか？

A 市から草刈機の貸し出しと燃料の支給も行っています。

Q 愛護会活動で使用する愛護会管理の草刈機分の燃料は支給してもらえないか？

A 市の草刈機以外でも、愛護会活動で使用する愛護会管理の草刈機分についても燃料を支給します。

Q トイレの外壁の塗装が色あせているので、塗装しても良いか。

A 塗装については、公園愛護会の活動内で行っていただいてもかまいませんが、必ず事前に公園緑地課にご連絡ください。

◇ その他 ◇

Q 公園愛護会で花壇の設置は可能ですか？

A 花壇を新しく設置する際は、公園緑地課に申請してください。

Q 児童遊園を愛護会で除草したので、草の回収をしてほしい。

A 児童遊園や帰属地についても刈草の回収を行っていますので、公園緑地課まで御連絡下さい。

8. 保険について

(1) 賠償保険

公園愛護会活動で草刈中に石が飛び人にケガをさせた或いは車のガラスを破損したというような活動中の事故に対して、保険制度が適用されることがあります。

【第三者にケガをさせた場合や器物を損壊した場合】

1) 小樽市が加入している賠償保険が適用されることがあります。

①申 請～小樽市が市全体の市民活動を対象にして保険に加入していますので、事前の加入手続きは必要ありません。

②保 険 料～市が保険料の負担をしていますので、保険料を支払う必要はありません。

③事故発生～公園緑地課までご連絡ください。保険対象の要件を満たしている場合には保険金が支払われます。申請は、事故が起きてから速やかに行ってください。事故発生から30日を過ぎると保険金が支払われない場合があります。

④保険の種類と補償内容

保険金額～身体賠償1名 1億円 1事故 10億円 財物賠償1事故につき2,000万円

(2) 傷害保険

公園愛護会活動中に公園内のごみ回収のために潰していた空き缶でケガをしてしまったというような活動中のケガに対して、以下の保険制度が適用されることがありますので、加入は任意ですが、参考までにご紹介します。内容は変わる可能性がありますので、詳細は各窓口にて御確認をお願いします。

【ご自身がケガをされた場合】

1) 道町連共済

①申 請～小樽市総連合町会に町内会単位で加入申請

※町内会活動計画等に愛護会活動が位置付けられていることが必要となります。

②保 険 料～1人200円／年

※活動される方の保険料が収められている必要があります。(役員のみ加入されている町内会もあるので、確認をお願いします)

③事故発生～町会を通して速やかに小樽市総連合町会事務局（連絡先0134-24-1933）へ連絡してください。

④保険の種類と補償内容(活動している人がケガや死亡した場合)

保険金額～死亡見舞金：200万円 障害見舞金：治療に要した費用上限10万円

後遺障害見舞金：最高200万円、破損事故見舞金：1万円

⑤対象とならない主な場合

- ・活動されている方の保険料が収められていない場合
- ・本人の故意、重大な過失で起こした事故
- ・町内会の事業活動にない活動中の事故
- ・自宅敷地内での事故
- ・事故によらない疾病の場合
- ・事故発生から180日を超えた場合
- ・医療費の自己負担が無かった場合
- ・交通事故の場合
- ・頸部症候群や腰痛等の場合

2) 福祉サービス総合保障

①申 請～小樽市社会福祉協議会

※小樽市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターに団体で登録する必要がある。

②保険料～延べ活動従事者×17円

計算例) 1回目参加人数5人 2回目～6回目3人 7回目～10回目5人

保険料＝(5人＋15人＋20人)×17円＝680円

※新規でお申込の場合、予想延活動従事者数で加入することになります。

③事故発生～小樽市社会福祉協議会（連絡先0134-23-3653）へ連絡してください。

④保険の種類と補償内容(活動している人がケガや死亡した場合)

保険金額～死亡保険金410万円 後遺障害保険金 障害の度合いによる

入院保険日額 3,100円 入院中手術 31,000円

外来手術 15,500円 通院保険日額 2,000円

9. 参 考

①用語について

○児童遊園地

町会が帰属地や企業が所有する土地に遊具等を市の許可を受け設置し、除草や施設修繕を自ら行う公園で市内には、約 50 箇所あります。

○帰属地

一定の面積以上を住宅用敷地として開発する際、設置が義務付けられる公園・緑地・広場で、市内には約 100 箇所あります。

②助成制度等について

○児童遊園地助成金

町会が児童遊園に遊具などの施設を設置や撤去をする場合に予算の範囲内で費用の 2 分の 1 を助成する制度。

市が賠償保険に加入していますので、利用者が施設の異常が原因で、けがをした場合は、公園緑地課まで御連絡下さい。

○花と緑の街づくり助成金

町会等の団体が花などを植栽する場合に 1 年度につき 10 万円を上限に費用の 2 分の 1 を助成する制度。なお、連続して 2 年までの助成となります。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 7 月 4 日から適用する。

令和 6 年 6 月 13 日一部改正

令和 7 年 5 月 26 日一部改正

小樽市建設部建設事業室公園緑地課
令和 7 年 5 月